

事務連絡
平成27年11月24日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について

がん対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について、別添のとおり通知いたしますので、保健統計主管課と共有の上、保健所及び市区町村への周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
課長補佐 藤下 真奈美
TEL 03-5253-1111 (内線 2924)
E-MAIL fujishita-manami@mhlw.go.jp

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
がん登録係長 山下 雄生
TEL 03-5253-1111 (内線 4604)
E-MAIL yamashita-yuuki@mhlw.go.jp

統発1124第1号
健発1124第2号
平成27年11月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）が平成25年12月13日に公布され、平成28年1月1日に施行されることとなったところである。

法第11条においては、市町村長（指定都市にあっては区長とする。）は死亡者情報票を作成し、保健所の長に提出することとされている。さらに、保健所の長はそれを都道府県知事に提出し、都道府県知事は厚生労働大臣に提出することとされている。

この死亡者情報票に記録又は記載される情報は、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）第16条において、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）様式第2号により届け出られた情報とされていることから、その作成事務の簡素合理化を図ることを考慮した措置として、人口動態調査の死亡票の作成及び提出することをもってこれに替えることができるものとする。

については、上記について御了知の上、貴管内保健所長及び市町村長（指定都市、中核市及び保健所を設置する市の市長並びに特別区の区長を含む。）への周知方をお願いする。

○がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)

(死者者情報票の作成及び提出)

第十一条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。次項において同じ。)は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。)を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。

- 2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

○がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第百三十七号)

(死者者情報票に記載する情報)

第十六条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める情報は、死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の人口動態調査令施行細則(昭和二十三年厚生省令第六号)様式第二号により届け出られた情報とする。

○人口動態調査令施行細則(昭和二十三年厚生省令第六号)

第一条 市町村長は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出(死亡及び死産については官庁又は公署の報告を含む。以下同じ。)を受けたときは(他の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付して来た場合を除く。)、これに基き、すみやかに人口動態調査票を作成しなければならない。

2 (略)

第二条 市町村長は、人口動態調査票を作成したときは、遅滞なくこれに人口動態調査票市町村送付票(以下「市町村送付票」という。)を添え、保健所の所管区域によって、当該保健所長に送付しなければならない。

第三条 保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票のうち、前月中の出生、死亡及び死産であつてその月の十四日までに届出があつたものに係る分(前々月以前の出生、死亡及び死産であつて前月の十五日からその月の十四日までの間に届出があつたものに係る分を含む。)並びに前月中に届出があつた婚姻及び離婚に係る分をとりまとめ、これに人口動態調査票保健所送付票(以下「保健所送付票」という。)を添えて、その月の二十五日までに都道府県知事に送付しなければならない。ただし、保健所を設置する市の保健所にあっては、市長を経由しなければならない。

第四条 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、これに人口動態調査票都道府県送付票(以下「都道府県送付票」という。)を添えて、送付を受けた日の属する月の翌月五日までに厚生労働大臣に送付しなければならない。

第六条 出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票、出生小票、死亡小票、市町村送付票、保健所送付票及び都道府県送付票の様式は様式第一号から様式第十号までによる。

参考2

様式第2号(第6条関係)

数字記入例

0123456789

人口動態調査死亡票 [2]

平成 年月日 市区町村交付

統計法に基づく
基幹統計調査

市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所	事件簿番号	平成 年月日 保健所受付		照会			
(1) 氏名		(3) 生年月日		(4) 死亡したとき					
		年月日 午前午後 時 分		年月日 午前午後 時 分					
(2) 男女別	男 / 女 /	(6) 日本 外国 不詳		都道府県 市、郡、東京都の区 町、村、指定都市の区					
(5) 死亡した人の住所	日本 日本国	島市 居市 出区 地域以外の町 郷村	市区町村符号	保健所符号	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方				
(7) 死亡した人の国籍		日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 法国 ベルギー 台湾 不詳	(8)(9) 死亡した人の夫または妻		いる / 満□□□歳	いない(未婚死別離別) / 不詳			
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事		1農家 2自営 3勤労 4勤労 5その他 6不詳	(11) 職業	農業 農業	(12)(13) 死亡したところの種別	1病院 2診療所 3施設 4居宅 5施設 6自宅 7その他	施設の名称		
原死因符號		1無 2有	外因の状況符號	1無 2有	発生したところ符号	1無 2有	母側符号		
死の原因	(ア) 直接死因		▼右内に記入しない場合は下欄に記入してください。						
	(イ) (ア)の原因		▼右内に記入しない場合は下欄に記入してください。						
	(ウ) (ア)の原因		▼右内に記入しない場合は下欄に記入してください。						
	(エ) (ア)の原因		▼右内に記入しない場合は下欄に記入してください。						
	1は出した傷害を及ぼす等		▼右内に記入しない場合は下欄に記入してください。						
手術	1無 2有	部位及び主要所見		手術年月日	解剖	1無 2有	主要所見		
平成 昭和 年月日 午前・午後 時 分			年月日	剖					
(15) 死因の種類		1病死・自然死 2交通事故 3転落 4落水 5火災 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11不詳 12不詳	不確の外因死		出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数		
(16) 外因死の追加事項		平成、昭和 年月日 午前・午後 時 分		年月日	1单胎 2多胎 (□子中第 □子)	不詳			
傷害が発生したときの種類		1住宅 2工場及び建物現場 3道路 4その他()		母の生年月日	年月日	満□□歳			
傷害が発生したところ		都道府県 市町村		前回までの妊娠結果	出生率	妊娠週数以降の死産率			
手段及び状況		該その他特に付記すべきことがら							
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名		住所 氏名	丁目	番地番号	確認	備考			

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。